

Ⅱ 特別養護老人ホームやすらぎ荘事業計画（短期含む）

1、運営方針

令和7年度も各種感染症の予防として、利用者の外出制限や面会制限、そして施設内に入っている各種ボランティア活動の中止、更には、職員に対する行動指針遵守のお願い等の様々な対策が求められることとなります。

施設においては、利用者の尊厳に配慮した介護サービスの提供を行うとともに、介護の重度化による、医療的ケア対象者の増加に対応するため、看護・介護職員による医療的ケアの質の向上や看取りケアの充実を図るため、内部研修の充実や多職種間の連携強化に取り組んで参ります。

職員については、引き続き、定期健康診断やインフルエンザ予防接種費用助成等を通じて職員及び利用者の健康管理に努めて参ります。

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。また、感染症の施設内クラスター発生に備えた初動対応の基盤が定着するよう取り組みを行います。

介護人材の確保・介護現場の革新に対応するため、介護ロボットの導入や ICT 化を検討致します。

今年度も引き続き、社会福祉法人東山愛光会の基本理念であります「熱意・誠意・創意」のもと、やすらぎ荘の基本理念「手」と「心」と「支」をもってあたろう」を念頭に、「身体」「精神」を「支え」ながら、共に生きる施設運営に努めます。

2、重点目標

1) 人権尊重・自立支援

利用者の人権・人格を尊重し、利用者本位で常に明るく楽しい生活ができるよう、心とふれあいを大切に、家族との連携を保ちながら生きがいある生活を創ります。

2) 業務の予定量

○特別養護老人ホームやすらぎ荘（定員50名）

年間利用者（長期入所者）・・・17,812人

一日平均・・・48.8人

○短期入所生活介護事業（定員10名）

年間利用者・・・2,190人

一日平均・・・6.0人

3、処遇方針

利用者一人一人にあった普通の生活、あたりまえの生活を目指し、利用者には寝たきりを前提としない介護の提供をし、生活再建のための援助をします。

職員は、共に一緒に暮らす生活者としての意識をもって処遇にあたり、家族との絆を深めるための援助を図り、温かい心で介護にあたります。

1) 日常生活・人権尊重

ア、利用者の身体状況を把握し、ケアプランを作り個別処遇にあたります。

イ、個人の尊厳を尊重しながら、人と人とのふれあいを大切にします。

ウ、家族との絆を深め、楽しく生活できるよう家族との連携を図ります。

エ、利用者自身の自立心の向上を図るため、自己管理の援助に努めます。

オ、利用者のプライバシーに配慮し、排泄介助・着替え等にはカーテン等を使用します。

2) 身体拘束廃止に向けて

ア、問題行動の把握に努め、環境及び設備に配慮し、職員の共通認識を高めて事故防止に努めます。

イ、原則、身体拘束廃止に向け人権尊重を基本とし、より良いケアの提供に努めます。

3) 心身機能回復

ア、個々の心身の状況に応じて離床を促し、日常生活に潤いをつくり、精神的・身体的機能回復の向上に努めます。

イ、オムツはずし運動に取り組み、より良いケアの提供に努めます。

4) リスクマネジメントの取り組み

事故防止のため「ヒヤリ・ハット」から学び、対策を検討し、未然防止に努め、安全で安心できる生活環境に努めます。

5) 施設の社会化・安全対策

ア、地域の福祉施設として、施設内外を開放して施設内行事及び地域行事との交流を図ります。

イ、非常災害対策…消防署等関係機関への通報、避難訓練の実施、防災設備の点検、地域住民への協力依頼にて非常災害に備えます。

ウ、事故防止対策…転落事故防止のための低床型ベッドの設置、クッションマット、徘徊コールマット、畳での対応など個々の状態に応じた環境整備に努め、事故防止を図ります。

6) 健康・衛生

ア、嘱託医週2回の回診により利用者の健康管理を行い、疾病の早期発見治

療及び感染予防に努めます。

イ、定期的な健康診断、各種検査、予防注射を実施し、健康管理を行います。

ウ、理容・入浴・清拭・ハミガキ等、身辺の整容を励行し、居室の整理、臭気に留意し清潔保持に努めます。

エ、下着類は常時洗濯を行い、また寝具等は適時交換し、清潔に努めます。

オ、褥瘡防止対策…看護師、介護職員が連携を密にし、褥瘡防止に努めるとともにエアーマット・無圧布団等、適宜処置にあった対策を講じます。

カ、痰の吸引等の必要な方については、県の研修を受けた看護師と介護職員の連携のもと、適宜処置に努め「安全」「安心」な施設運営に努めます。

キ、利用者の重度化により施設での看取りについては、医師及び家族との連携により、適切に対応できるよう研修に努めます。

7) 給食生活

ア、管理栄養士による栄養ケアマネジメントを実施し、低栄養状態を早期に発見し、適切な栄養ケアを行います。

イ、個別の嗜好調査を行い、希望食・郷土食・行事食など、変化のある食事を提供し、楽しい食生活を送れるように努めます。

ウ、食品衛生及び厨房の衛生管理に努め、食中毒の防止を図ります。

エ、利用者の身体状況に合わせた食事形態での提供に努めます。

オ、適温・適時給食に努めます。

カ、新鮮な材料を用いて、栄養の均衡のとれた食事提供に努めます。

キ、栄養検討会を開催し、より良い食事提供等、処遇向上に努めます。

8) 研修

ア、各研修機関が行う研修に、それぞれの職種に応じて参加し、福祉施設職員としての専門性や技術の向上を図ります。

イ、施設内研修を密にして、自己研鑽に努め処遇にあたります。

ウ、痰の吸引等の研修を行い、安全で安心な対応ができるように努めます。

9) 短期入所の促進

ア、介護している家族の負担軽減と利用者の社会化のため、短期入所を促進します。

また、長期入所者のベットを利用する、空床利用による急な外出等に対応します。

イ、個々のケアプランに基づき、機能の維持と低下を防止するよう努めます。

4、施設整備

設備環境は、施設開所以来24年が経過したことから、日頃の点検整備に心掛けると共に、計画的に改修を行いながら、生活環境の改善に努めて参ります。